

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第1号) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ケニア	貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	650,000千円 H21.3.31まで	H20.5.20 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア大使 ケニア側 アモス・キムニヤ財務大臣	H20.6.2 317号
ケニア	貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	700,000千円 H21.3.31まで	H20.9.11 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア大使 ケニア側 ジョン・ミチュキ財務大臣代行	H20.10.3 547号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。